

土壤環境保全対策推進助成金交付事業第一号案件 終了のご報告

財団法人日本環境協会（以下、「協会」という）は、「土壤汚染対策法」に基づく指定支援法人として、「土壤汚染対策基金」をもとに、同法第21 条に定める支援業務を行っています。

平成19年12月7日付でさいたま市へ助成金交付決定を行った事業について、浄化対策後に助成金交付条件を達成しましたのでご報告致します。その内容は以下の通りです。

1 本事業の概要

本事業の流れを図 - 1 に示す。

1.1 事業対象地の概要

- (1) 指定区域の場所：さいたま市内
- (2) 土壤汚染対策法第3 条による土壤汚染状況調査報告 平成 18 年 1 月 30 日
- (3) 指定区域の指定：平成 19 年 2 月 23 日（指定番号）指-2 号
- (4) 指定区域の面積：944.86m<sup>2</sup>（単位区画数 10 区画）
- (5) 指定基準に適合しない特定有害物質：テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン
- (6) 措置命令の内容（土壤汚染対策法第7 条第1 項に基づく）  
発 出 日：平成 19 年 8 月 29 日  
期 限：平成 23 年 12 月 31 日  
内 容：汚染の除去等の措置（土壤汚染対策法施行規則第 24 条第 1 項第 1 号に基づく）

1.2 土壤環境保全対策推進助成金交付事業の概要

- (1) 申 請 者：さいたま市
- (2) 申請金額：50,000,000 円
- (3) 交付決定日：平成 19 年 12 月 7 日
- (4) 事業の期限：平成 20 年 11 月 30 日。その後、2 回の変更を行い最終的に平成 21 年 12 月 31 日に変更した。
- (5) 事業の完了条件：土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則第 18 条第 1 項に基づく）に適合すること。

上記は、土壤環境保全対策推進助成金交付事業の本案件の完了条件であり、指定区域解除条件とは異なる。

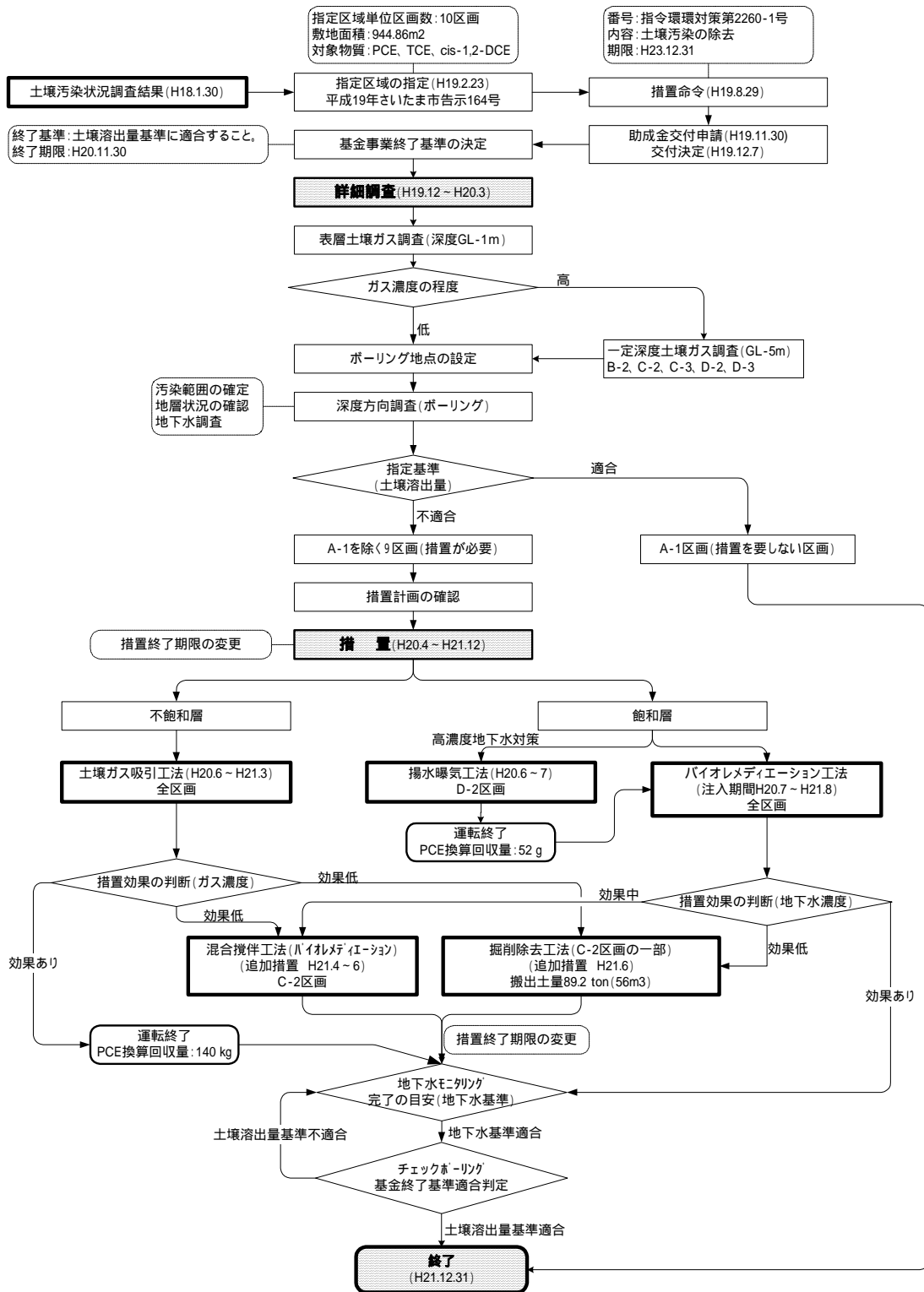


図 1 事業の流れ

## 2 詳細調査

助成金交付決定後、詳細調査を行い、汚染状況の詳細を把握した。  
その結果、措置の範囲、措置方法を確認した。

詳細調査の期間：平成 19 年 12 月～平成 20 年 3 月

実施した調査の内容： 表層土壌ガス調査（全単位区画対象）  
一定深土壌ガス調査（表層土壌ガス調査で高濃度ガスが検出された  
5 つの単位区画を対象に範囲の絞り込み調査）  
深度方向調査（ボーリング調査）（全単位区画対象）

措置の実施範囲の決定：詳細調査結果から措置の範囲を特定した。平面範囲は、土壌溶出  
量基準に適合した 1 区画を除く 9 区画を実施範囲とした。深度範囲  
は、区画ごとに決定した。

## 3 措置

### 3.1 措置計画

詳細調査の結果を踏まえ、次の措置工法として原位置浄化を行うことにした。

不飽和帯：土壌ガス吸引工法

飽和帯：揚水曝気工法及びバイオレメディエーション工法

### 3.2 措置実施途中における措置工法の見直し

浄化運転等の過程において、それぞれの工法について浄化効果の評価を行い、効果が  
低いと判断した区画は、工法を変更（下記\*を追加）した。

不飽和帯：土壌ガス吸引工法 + \*混合攪拌工法（バイオレメディエーション工法）

飽和帯：揚水曝気工法 + バイオレメディエーション工法 + \*混合攪拌工法（バイオレ  
メディエーション工法） + \*掘削除去工法

措置実施期間：平成 20 年 4 月～平成 21 年 12 月

## 4 事業の完了

本助成金事業の場合の完了条件は、ボーリング調査により土壌溶出量基準に適合すること  
とした。

確認の深度：単位区画ごとの対策深度まで。

確認の地点：詳細調査時のボーリング地点から 1m 程度離れた地点とした。混合攪拌及び掘  
削除去を行った区域は、機械で攪拌されていない位置（地下水流向の下流側）  
とした。

確認の結果：全単位区画ごとに汚染のおそれが相対的に高いと見られる地点の全深度におい  
て、土壌溶出量基準に適合したことが確認できた。